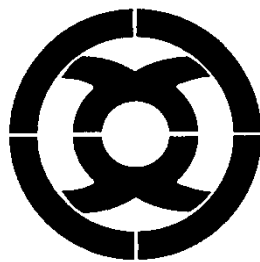


第2次

秩父市総合振興計画



平成28年3月

「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の実現をめざして

私たちのまち「秩父市」は全国に誇れる数多くの魅力を持っています。

例えば、埼玉県内で48年ぶりの国の天然記念物として指定された「古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群」です。これは、日本列島形成当時の日本近海で起こった地殻変動や生物群集及び古環境の変遷を示すもので、秩父地域にみられる地層の露出状況や化石標本の産出状態が良好であり、学術的にも貴重なものです。

また、二瀬、合角、浦山、滝沢の4つのダムを有していることからわかるとおり、私たちの地域は、荒川水系の潤沢な水を生み出し、人々の生活を潤わせた「秩父銘仙」や「セメント」、「森林」など、豊かな食文化やものづくりの礎となっています。

さらに、独特の風土により育まれた数多い祭りや伝統芸能などは、秩父地域の資源の奥深さ、豊かさを語り、私たちだけではなく訪れる方々も大いに魅了しています。

この魅力に満ちた秩父市を未来永劫、輝く「日本一しあわせなまち」に市民の皆さまとともに手を取り合い、築きあげ、「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」を実現すべく、第2次秩父市総合振興計画を策定いたしました。

策定当初には、これからの秩父市の50年、100年を見据え、市民生活を守り抜き、文化活動の拠点となる秩父宮記念市民会館・市役所本庁舎が完成します。

また、これに先立ち、WHO（世界保健機関）の推奨するセーフコミュニティの国際認証を受けることができました。今後も、「安心・安全なまち」を市民の皆さまとの協働により創り上げていかなければなりません。

私は、この総合振興計画に基づき、引き続き、このような将来に向けた秩父の基盤づくりはもちろんのこと、ファシリティマネジメントの精神により、行政のスリム化、財政健全化を進め、地球環境を守り、伝統文化を継承し、子どもたちの基礎学力向上を達成させてまいります。

そして、まちづくりにあたっては、全ての市民の皆さまが、秩父市で生涯活躍でき、幸せを感じられるよう全力を尽くしてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

この計画の策定に向け貴重なご意見、ご提言をいただきました皆さまをはじめ、策定に携わった関係者の皆さまに心から感謝を申し上げます。



平成28年3月

秩父市長

久喜邦康

目 次

第1編 序論

1	計画策定の趣旨	1
2	総合振興計画の構成	
3	政策・施策・基本事業等の関係	3
4	秩父市の概況	4
5	将来推計人口	7
6	将来財政予測	9
7	秩父市まちづくり基本条例	
8	市民満足度調査	15

第2編 基本構想

1	将来都市像	20
2	基本方針	21
	(1) 産業経済分野	
	(2) 医療・福祉・保健分野	23
	(3) 子育て・教育分野	24
	(4) 環境分野	26
	(5) 社会基盤分野	27
3	行財政運営	31
	(1) 行政運営	
	(2) 財政運営	
4	土地利用構想	32
	(1) 土地利用の基本方針	
	(2) 利用区分別土地利用の基本方向	

第3編 教育大綱

秩父市教育大綱	35
---------	----

第4編 基本計画

第1章 産業経済分野	37
1 就労対策の推進	
(1) 労働環境の充実	
(2) 雇用の促進	38
(3) 起業の支援	
2 商工業の振興	39
(1) 企業立地の推進	
(2) 商工業事業者の支援	40
(3) 中心市街地の活性化	
3 観光産業の振興	41
(1) 観光誘客の推進	
(2) 観光産業の育成	42
4 農林水産業の振興	43
(1) 農業水産業の育成支援	
(2) 森林・林業・木材産業の育成と森林保全	44
第2章 医療・福祉・保健分野	47
1 地域医療の充実	
(1) 医療体制の整備	
(2) 市立病院の充実	48
(3) 国保・保険年金の運営	49
2 福祉の充実	50

(1) 社会福祉の充実	
(2) 高齢者福祉の充実	
(3) 障がい者福祉の充実	51
3 保健サービスの充実	52
(1) 市民の健康支援	
(2) 健康な長寿社会	53
第3章 子育て・教育分野	54
1 子育ての充実	
(1) 子育て支援体制の推進	
(2) 子育て支援環境の充実	55
2 学校教育の充実	
(1) 教育環境の充実	
(2) 教育内容の充実	56
(3) 特色ある教育の実施	57
(4) 家庭・地域の教育力の向上	58
3 生涯教育の充実	
(1) 生涯学習の充実	
(2) 歴史文化の活用・支援	59
(3) 芸術文化・スポーツの振興	60
第4章 環境分野	62
1 自然環境との共存	
(1) 生物多様性の保全	
(2) 地球環境の保全	63
2 生活環境の整備	
(1) ごみ対策の推進	
(2) 生活環境保全対策の推進	64
(3) 衛生対策の推進	65
第5章 社会基盤分野	67
1 安心安全なまちづくり	
(1) 防災力・防犯対策の強化	

(2) 安心安全な市民生活	68
2 生活基盤の整備	70
(1) 上水道の整備	
(2) 汚水処理施設の整備	71
3 地域基盤の整備	72
(1) 道路等の整備	
(2) まちなみ・住環境の整備	73
第6章 行財政運営	75
1 行政運営	
(1) 行政評価	
(2) 市民参画・協働の推進	
(3) 情報の共有	
(4) ユニバーサルデザイン	76
(5) 人材育成・定員管理	
2 財政運営	
(1) 健全な財政運営	
(2) 公共施設の再編	77

参考資料

政策体系表	78
秩父市の個別計画	83
諮問・答申	101
審議会委員等名簿	103

第1編 序 論

1 計画策定の趣旨

平成17年(2005年)4月1日、旧秩父市、吉田町、大滝村、荒川村が合併し新秩父市が誕生して、今年で10年が経過しようとしています。合併の際に策定した「第1次秩父市総合振興計画」についても、計画期間の最終年度を迎えました。

総合振興計画については、「地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)」において昭和44年の改正により追加された第2条第4項に、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されており、市町村には基本構想の策定義務がありました。

しかし、平成23年、地方分権改革の取組の一つである『義務付けを撤廃する』という方針に沿って「地方自治法」が改正され、基本構想策定の義務規定が削除されました。これにより、基本構想の策定及び策定の手続きはそれぞれの市町村に委ねられることとなりました。

総合振興計画は、まちの将来目標や政策の基本方針を定めた市の最上位計画であり、市が策定する様々な計画の基本となるものです。市では、目指すべき将来像を描き、その実現に向けて実施する政策の体系と内容を示す計画は必要不可欠であると考え、引き続き総合振興計画を策定することとしました。

また、基本構想部分については、市民¹も含めた地域の総意に基づいて策定するという趣旨から、議決事項としました。

2 総合振興計画の構成

第1次秩父市総合振興計画は『基本構想 - 基本計画 - 実施計画』の体系をとっています。この体系については、第2次秩父市総合振興計画にも引き継ぎます。

この体系は、基本構想の策定が自治法により義務化された昭和44年の自治省通知『基本構想の策定要領について』において、市町村のあるべき計画体系として示され

¹ この計画では『市民』と『住民』を使い分けております。『市民』は、秩父市まちづくり条例で規定されているとおり『市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体』としています。一方『住民』は、『市内に住んでいる人』を意図しています。

たものです。

基本構想を策定することに加え、基本構想の下に基本計画、実施計画を策定しており、これらを一般的に『総合振興計画』と呼んでいます。

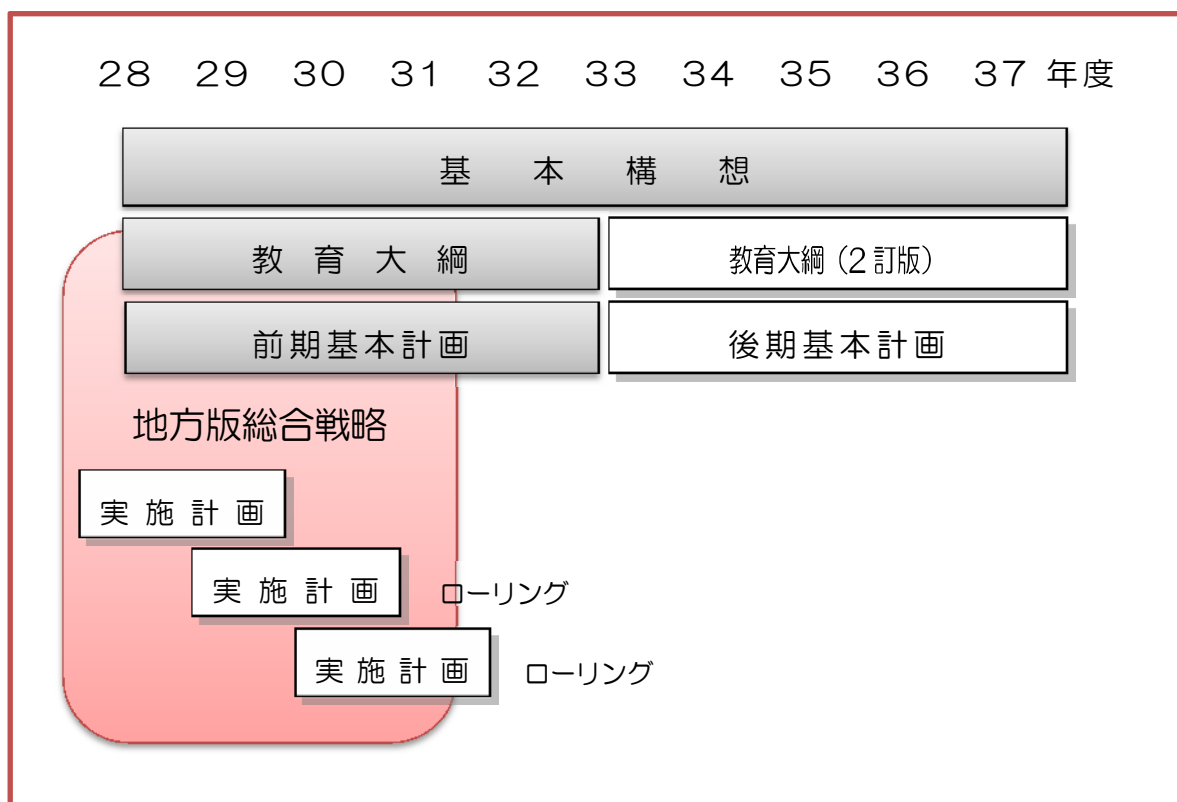
【示された計画体系】

名称	内 容	計画期間
基本構想	市町村または市町村の存する地域における将来の目標及び目標達成のための基本的施策を明らかにし、基本計画及び実施計画の基礎となるべきもの	概ね10年
基本計画	市域の将来の目標及びその目標に到達するための市町村の施策の大綱を体系づけて取りまとめたもの	概ね5年
実施計画	基本計画で定められた市町村の施策の大綱を市町村が現実の行財政の中においてどのように実施していくか明らかにするためのもの	概ね3年

出典) 財団法人国土計画協会「市町村計画策定方法研究報告」より

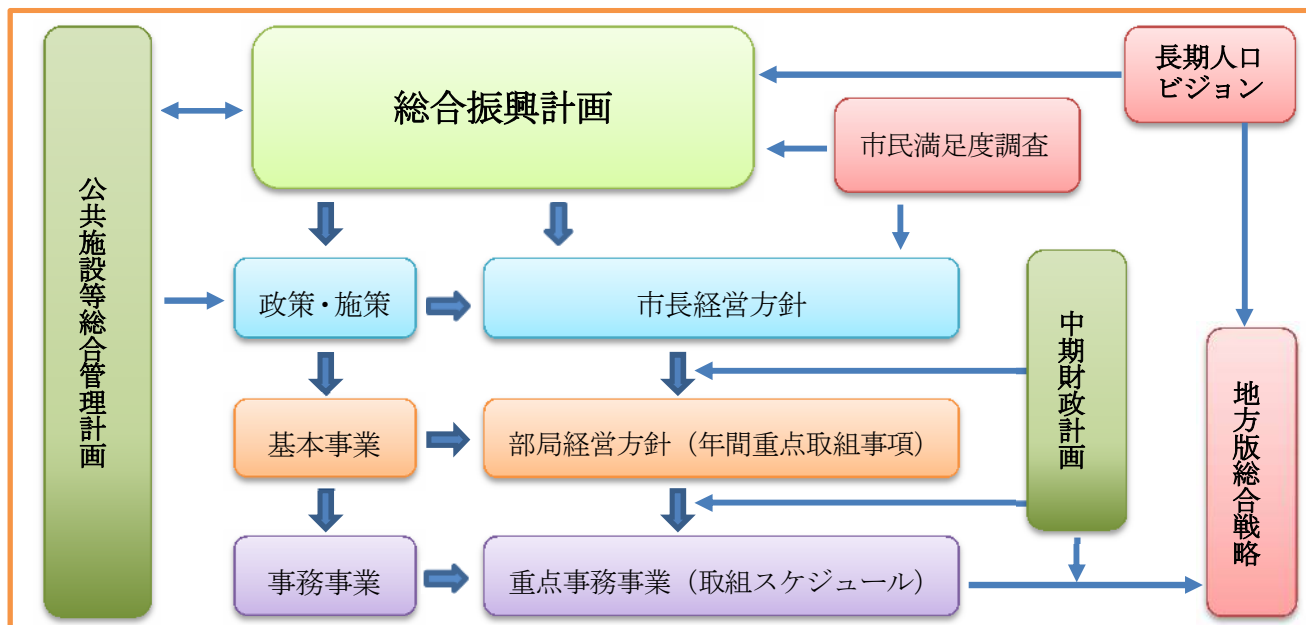
そこで、第2次秩父市総合振興計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成し、基本構想の計画期間を平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

基本計画については、平成28年度から平成32年度までの5か年を前期計画期間とし、平成32年度の見直しを経て、平成33年度から平成37年度までの5か年を後期計画期間とします。



3 政策・施策・基本事業等の関係

以下の図は、秩父市での政策決定の流れを示しています。



『総合振興計画』における政策・施策は、『市民満足度調査²』で得られた評価を参考にしながら『人口推計』を加味して決定しました。この10年間の政策（基本構想）を実現するための施策（基本計画）は5年間で見直しを行うこととしています。単年度ごとの重点施策は『市長経営方針』として公表していきます。

政策・施策の目的を実現するための基本事業と、基本事業を構成する事務事業については、毎年度、市長経営方針に沿った重点化を行うとともに、中期財政計画との整合性を常に念頭に置いて計画します。

地方版総合戦略については、主に事務事業の中から、国の総合戦略で示されている次の4つの基本目標を達成するための事業としてまとめます。

- 基本目標① 地方における安定した雇用を創出する
- 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

² 平成21年度から継続的に行っている住民アンケートです。詳しくは第1編『7 市民満足度調査』の項を参照してください。

また、公共施設やインフラ資産の総合的かつ計画的な管理に向け、市の基本方針を示す「秩父市公共施設等総合管理計画」を策定しています。この計画は、平成28年度から30年間の計画であり、総合振興計画とともに、市の資産に関する政策決定において根幹となるものです。

4 秩父市の概況

(1) 位置、地勢、気象

秩父市は埼玉県の北西部にあり、面積は577.83 km²で、埼玉県全体の約15%を占めています。北は群馬県、西は長野県、南は山梨県及び東京都に接し、都心まで約60～80 km圏、さいたま市までは50～70 km圏に位置し、池袋から市内中心部まで80分(西武鉄道特急)の距離にあります。

秩父地方は関東山地の東側に位置し、周囲に山岳丘陵をめぐらして盆地を形成しています。都県境には三国山、甲武信ヶ岳、雲取山など2,000m級の山岳があり、東部、北部には1,000m以下の山稜があります。本市にはこのように山地が多いため、市域の約87%は森林で、その面積は埼玉県の森林の約40%を占めています。

市域のほとんどは秩父多摩甲斐国立公園の区域や武甲・西秩父といった県立自然公園の区域に指定されており、自然環境に恵まれた地域です。また、甲武信ヶ岳に源を発する荒川が中央を流れ、秩父湖、秩父さくら湖などのダム湖を形成しています。秩父地域のダム本体はすべて市内にあります。

荒川によって市の中心部は東西に区分され、東部の平坦部分は市街地を形成し、商店街、住宅地などが集中しています。西部丘陵地帯にある平坦地は、水田など農業用地が多くなっています。周辺部はほとんどが森林と農地です。

本市の気候は、太平洋側内陸性気候に属し概ね温暖ですが、盆地であるため寒暖の差が大きく最高気温は39.3℃、最低気温はマイナス15.8℃を記録したこともあり、最高気温と最低気温の気温較差は55.1℃で、全国でも有数の気温較差の大きい地域です。このほか本市の気候の特性として、年間の平均風速が1.5m/sと弱いことが挙げられます。また、山地では夏に雷雨が多く発生し降水量も多く、山岳地方では冬季にはかなりの積雪となります。

(2) 歴史とあゆみ

チチブという名は、先代旧事本紀国造本紀に「知知夫」と表記されています。奈良時代の始めには「秩父」に改まり、続日本紀に武蔵国秩父郡が郡内産出の和銅を朝廷に献上したと記述され、年号も「慶雲」から「和銅」に改元されたと伝えられています。

平安時代には秩父郡中村郷に居住した平将恒が秩父氏を名乗り、その子孫が秩父牧別当を兼ねたので下吉田に館を築き居館したといわれています。さらにその子孫は、豊島・川崎・畠山・河越・江戸・葛西の各氏等に分かれて、有力な武蔵武士となりました。

鎌倉時代には、丹党が秩父郡を勢力下に置きました。その後小田原北条氏が武蔵国に領域を拡大し鉢形城に入りましたが、豊臣秀吉への降伏、鉢形落城後、徳川家康の関東入国を期にその支配下に置かれました。家康の直轄地であった秩父郡は、江戸幕府の天領となりましたが、後に大宮郷と周辺の村が忍藩の領有地となりました。

このころには農業の傍ら絹の生産が秩父郡内のほとんどの村で始まり、「秩父絹」の名声を樹立して後の秩父織物業の発展の礎となりました。

室町時代に成立した秩父札所は、江戸時代には 34 か所となり西国・坂東と合わせ日本百番観音霊場として、多くの巡礼者が秩父を訪れるようになりました。また、秩父神社の大祭を彩る笠鉾屋台行事や吉田の棕神社大祭（龍勢祭）も、このころから始められ盛んになりました。

明治に入り廃藩置県により秩父郡は、岩鼻県と忍県の二管轄に区分されましたが、その後入間県、熊谷県に属し明治9年に埼玉県に属することになりました。

明治初期の経済不況の嵐は、山村秩父にも吹きつけました。明治16年の生糸価格の大暴落により、養蚕、製糸が主要な現金収入源であった農家は生活に困窮しました。その結果、多くの農民が借金に苦しみました。このような中、自由党员を中心に秩父困民党が結成され、明治17年吉田の棕神社で農民が蜂起した秩父事件が起きました。その後、本庄、児玉と秩父を結ぶ秩父新道の開削、秩父橋架設や熊谷、寄居と秩父を結ぶ熊谷大宮道の開発完成により、秩父郡下の近代化が促進されました。さらに、大正時代に入り上武鉄道（現秩父鉄道）が秩父まで開通し、それとともに新しい産業であるセメント産業が勃興し、織物業も拡大するなど、山村秩父が大きく発展することとなりました。

戦中戦後の混乱期を経て高度経済成長期にはセメント産業が発展し、昭和44年には西武鉄道西武秩父線が開通、飯能、所沢方面や都内への通勤通学が可能となり、観光客も増加しました。また、平成10年には国道140号雁坂トンネルが開通し、新たな道路交通網が整備され、市民生活も変化してきました。

近年、社会経済情勢の急激な変化とともに、地場産業も電子機械産業などが主力となり、少子・高齢化や人口減少、地方分権の進展、国・地方の財政状況の悪化など自治体を巡る環境も大きく変化してきました。

このような時代背景の中、平成17年4月に秩父市、吉田町、大滝村、荒川村の1市1町2村が合併し、新「秩父市」が誕生しました。

(3) 現状認識

日本の人口は平成20年をピークに減少傾向にありますが、秩父市でも平成18年4月1日に72,093人であった住民基本台帳人口³（外国人を含む。）は、平成27年4月1日現在で65,741人と、この10年で8.8%の減少となっています。

そこで、平成26年の合計特殊出生率をみると、全国1.42、埼玉県1.31であるのに対し、秩父市は1.29と平均に届かない数値です。これは10年前の平成18年の秩父市合計特殊出生率1.30を何とか維持している数値です。

一方、平成26年の65歳以上高齢者の人口に占める割合である高齢化率は、国26.0%埼玉県24.0%であるのに対して、秩父市は28.9%と高い値を示しています。これは平成18年の24.7%に比べ、4.2ポイント上昇していますが、実際の数値を示せば平成18年の17,810人に比べ平成26年は19,183人となり、この約10年で1,373人の増となっています。

地域経済に目を向けると、有効求人倍率が全国的に上昇傾向にあると発表されましたが、平成26年の状況は、国1.09倍、県0.91倍であるのに、秩父地域は0.86倍と低い数値を示しています。10年前の秩父地域の有効求人倍率0.97倍と比べても、秩父地域では、雇用情勢が上昇傾向であるとは判断できません。しかし、この10年間で最も雇用情勢の悪かった平成21年秩父地域の有効求人倍率が0.31倍であったことを考慮すると、現時点では上昇傾向と見込まれます。

³ 本文中の人口に関する数値については、原則として住民基本台帳人口を使用します。

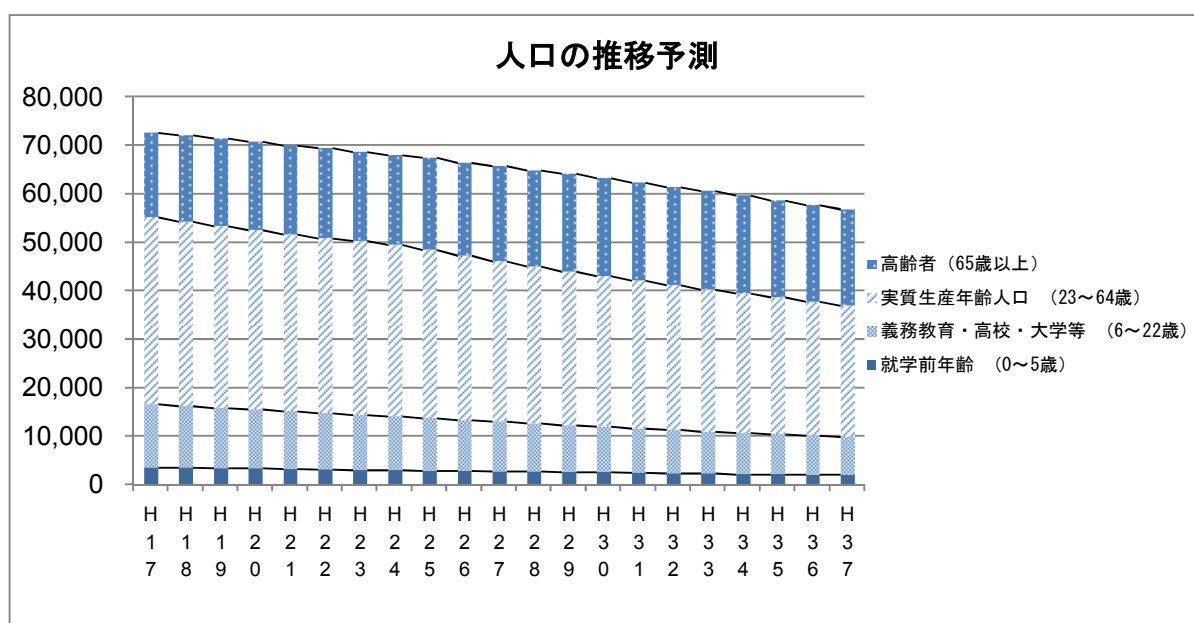
また、賃金（賃金構造基本統計調査より。）の面でも、国全体や埼玉県においては回復傾向であると言われてはいますが、秩父市においては景気の回復が実感できるとまでは言えない状況です。

5 将来人口推計

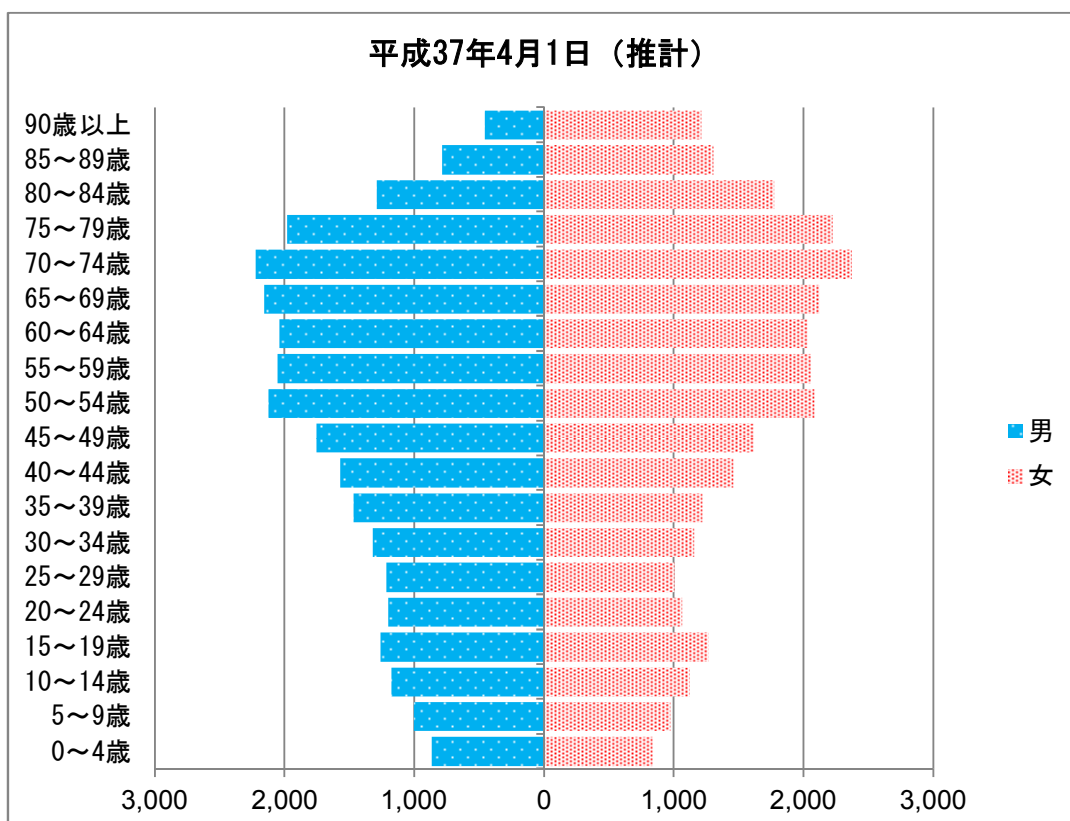
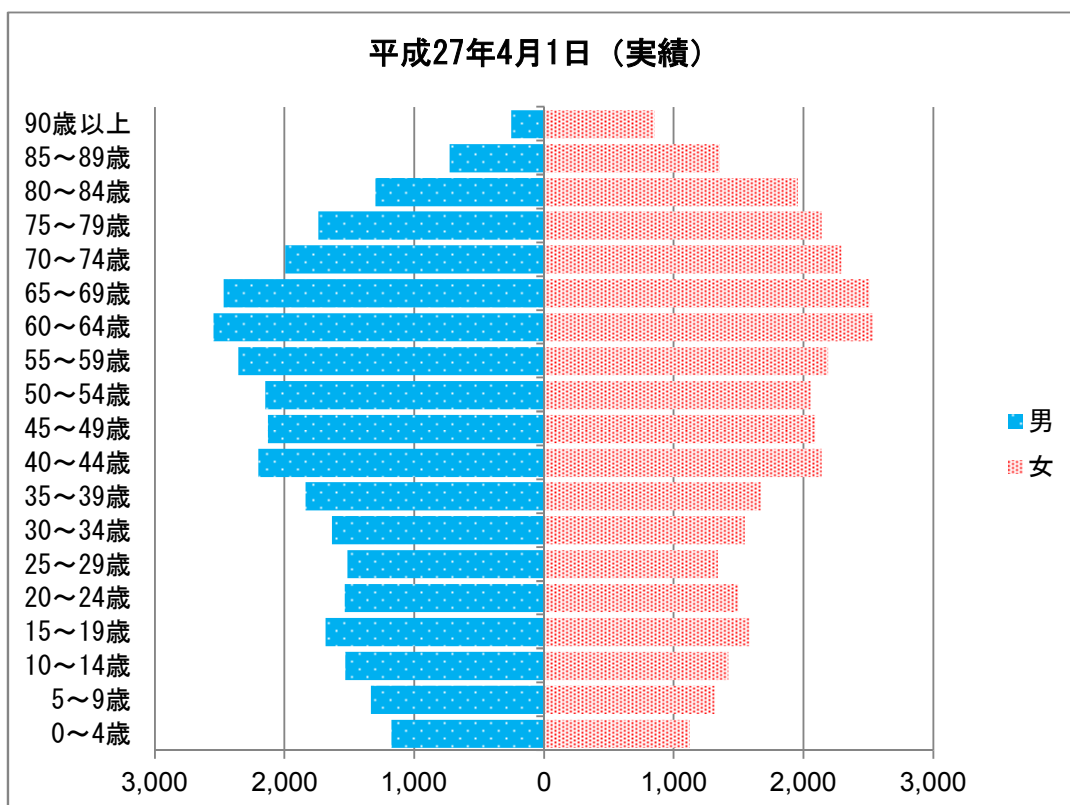
秩父市の人口は、平成17年の合併時の72,706人より減少が続いており、平成27年現在では65,741人となっています。これまでの人口変化をもとに、コーホート変化率法⁴により平成28年から37年までの10年間の人口を試算すると、平成37年には56,861人にまで減少することが見込まれます。

なお、この人口推計は現状の人口推移の延長上のものであり、これとは別に、地方版総合戦略で目指すべき長期人口ビジョンを設定します。

	実績値 ←										→ 推計値										
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
就学前年齢 (0～5歳)	3,624	3,539	3,432	3,396	3,295	3,200	3,099	3,004	2,959	2,864	2,806	2,721	2,669	2,605	2,520	2,435	2,335	2,265	2,199	2,136	2,073
義務教育・高校・大学等 (6～22歳)	12,974	12,706	12,458	12,144	11,844	11,627	11,361	11,080	10,847	10,514	10,262	9,973	9,643	9,386	9,156	8,894	8,701	8,476	8,258	8,046	7,834
うち小学生人口	4,302	4,167	4,072	3,969	3,803	3,718	3,599	3,510	3,450	3,356	3,283	3,202	3,105	3,015	2,925	2,870	2,813	2,727	2,674	2,609	2,525
うち中学生人口	2,365	2,367	2,286	2,203	2,171	2,125	2,067	1,961	1,898	1,847	1,807	1,780	1,732	1,685	1,655	1,611	1,581	1,531	1,477	1,418	1,379
うち高校生等人口	2,437	2,386	2,344	2,352	2,357	2,277	2,204	2,159	2,108	2,047	1,936	1,885	1,831	1,790	1,764	1,716	1,670	1,639	1,596	1,567	1,518
うち大学生等人口	3,870	3,786	3,756	3,620	3,513	3,507	3,491	3,450	3,391	3,264	3,236	3,106	2,976	2,895	2,813	2,697	2,637	2,579	2,510	2,452	2,413
実質生産年齢人口 (23～64歳)	38,568	38,038	37,462	36,981	36,465	36,098	35,904	35,467	34,743	33,924	33,076	32,412	31,743	31,129	30,460	29,924	29,319	28,765	28,200	27,635	27,048
うち23～59歳	33,804	33,689	33,183	32,366	31,671	30,896	30,248	29,697	29,212	28,529	27,987	27,471	27,015	26,497	25,977	25,473	25,029	24,516	24,038	23,492	24,919
うち60～64歳	4,764	4,349	4,279	4,615	4,794	5,202	5,656	5,770	5,531	5,395	5,089	4,941	4,728	4,632	4,483	4,451	4,290	4,249	4,161	4,143	2,128
前期高齢者 (65～74歳)	9,328	9,321	9,247	9,152	9,159	8,930	8,508	8,485	8,696	8,938	9,269	9,345	9,438	9,475	9,513	9,585	9,848	9,767	9,447	9,179	8,881
後期高齢者 (75歳以上)	8,212	8,489	8,827	9,103	9,307	9,624	9,829	10,006	10,206	10,245	10,328	10,467	10,661	10,685	10,738	10,647	10,375	10,384	10,624	10,802	11,025
合計	72,706	72,093	71,426	70,776	70,070	69,479	68,701	68,042	67,451	66,485	65,741	64,918	64,154	63,280	62,388	61,485	60,577	59,657	58,727	57,798	56,861



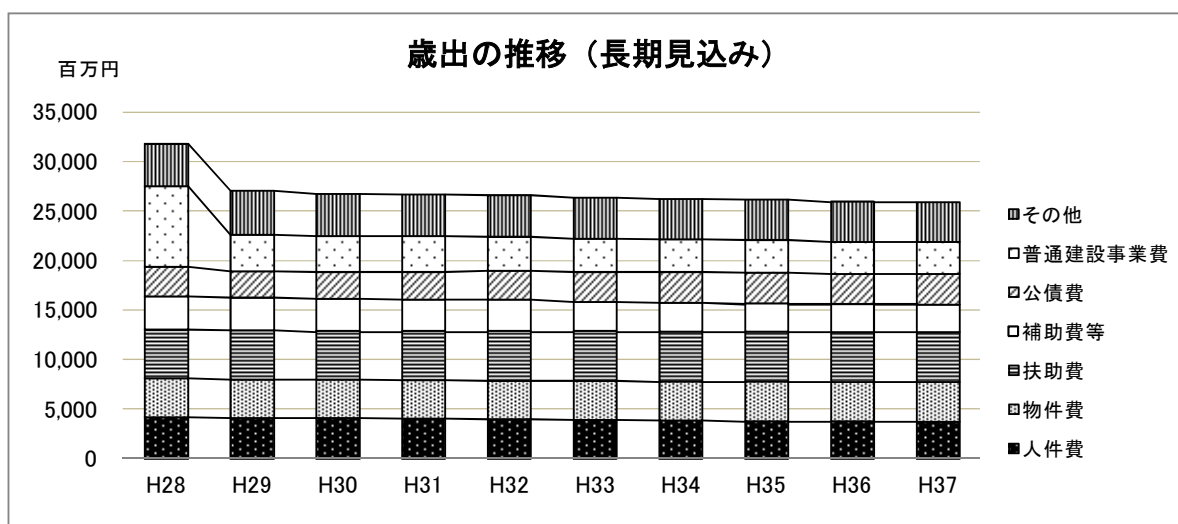
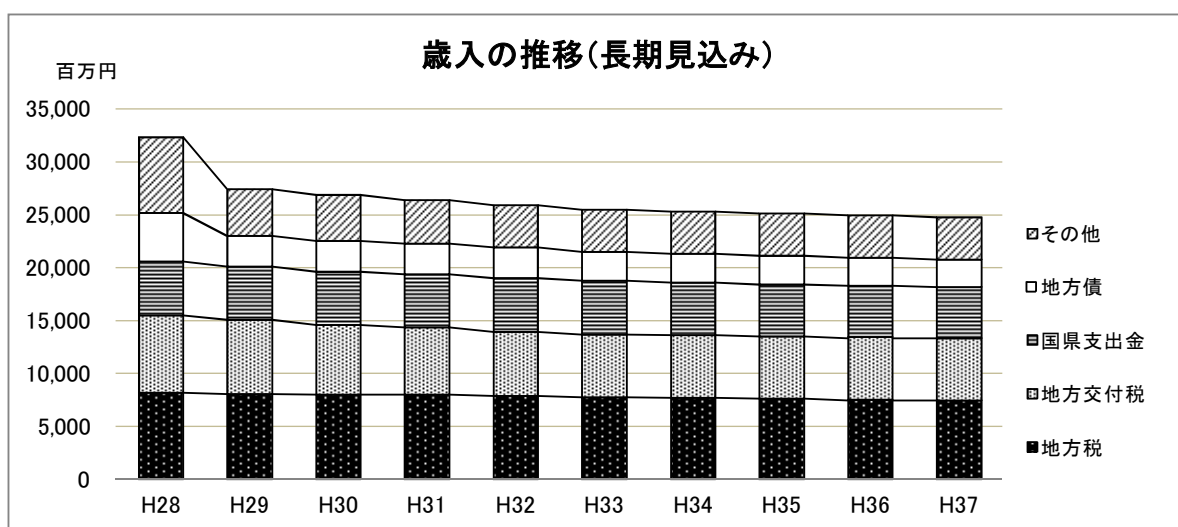
⁴ 「コーホート」とは、同じ年(期間)に生まれた人の集団のことをあらわします。「コーホート変化率法」とは、人口推計法のひとつで、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づいて推計する手法のことです。



6 将来財政予測

将来人口推計を基に試算すると、実質生産年齢人口の減少が影響し、市税収入は漸減していくと見込まれます。さらに、地方交付税が平成28年度から平成32年度まで段階的に縮減されるため、歳入全体の減少が見込まれます。

歳出については、全体的にわずかに減少していくと見込まれますが、今後は、老朽化したインフラ施設の更新経費が増加する見込みです。歳入が減少するのと比較して、歳出の減少ペースが鈍いため、将来的に形式収支が赤字になることが懸念されます。



7 秩父市まちづくり基本条例

市では、まちづくりを進めていく上での基本理念や基本原則を条例で定めており、「秩父市の憲法」的な位置付けとしています。この条例は、全28条を12の章に分けて構成されています。ここでは、条例の基本理念と基本原則を紹介します。

(1) 基本理念

- ・ 基本的人権の尊重、市民主体
- ・ 医療・福祉の充実
- ・ 子育て・教育の充実
- ・ 歴史・文化の保護
- ・ 自然環境の保全
- ・ 自然との共生、地域経済の活性化

(2) 基本原則**■ 情報共有の原則**

まちづくりを進めるためには、市民と市の情報共有化は欠くことができません。市が、積極的に情報を公開し、市民と市がまちづくりに関して必要な情報を共有することが大切です。

■ 参画の原則

青少年や子どもも含めた市民は、まちづくりに関する市の施策に参画する権利があり、市は、この権利を保障します。

■ 協働の原則

これからのまちづくりには、市民と市が相互に関わりながらともに進めていく「協働」が必要であり、そのためには市民と市が信頼関係を深めていかななくてはなりません。

○ 秩父市まちづくり基本条例

平成 17 年 5 月 24 日制定
平成 23 年 3 月 18 日改正

条例第 266 号
条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 基本理念 (第 3 条)

第 3 章 まちづくりの基本原則 (第 4 条 - 第 6 条)

第 4 章 情報の共有 (第 7 条 - 第 10 条)

第 5 章 まちづくりへの参画 (第 11 条 - 第 13 条)

第 6 章 協働 (第 14 条 - 第 17 条)

第 7 章 市と市議会との役割と責務 (第 18 条 - 第 21 条)

第 8 章 財政 (第 22 条)

第 9 章 評価 (第 23 条)

第 10 章 住民投票 (第 24 条)

第11章 連携（第25条・第26条）

第12章 この条例の位置付け及び見直し（第27条・第28条）

附則

奥秩父に源を發する荒川の清流と緑豊かな秩父連山に囲まれた秩父市は、和銅の時代より多くの人々の努力が積み重ねられ、近年の織物業、セメント業の隆盛の上に発展し、さらに、先人の願いが祭や札所をはじめとする民俗行事・民間信仰を生み、多くの人々が訪れるまちとしても栄えてきました。

わたしたち市民は、歴史、経済、文化など先人の知恵と努力を誇りに思い、わたしたちを育ててきた豊かな自然環境を守り、市民が主体となった、持続可能な、明るく豊かに暮らせる活力のあるまちづくりを目指していきます。

そのためには、すべての市民が連携し、市民と市が情報を共有し、協働によるまちづくりを進めていかなければなりません。

わたしたち市民は、以上のような認識のもとに、責任ある発言と行動することを誓い、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民と市が協働したまちづくりの基本理念を示すことで、本市の自治の推進を図り、明るく豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 参画 まちづくりに関して、市が実施する施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいう。
- (3) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき責務と役割を自覚し、目的の達成に向けて相互に助けあい、協力することをいう。
- (4) コミュニティ 自主性と責任を自覚した市民で構成される、地域社会の多様な集団及び組織をいう。
- (5) まちづくり 市民と市の協働により、明るく豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて行動することをいう。

（平23条例1・一部改正）

第2章 基本理念

（基本理念）

第3条 まちづくりは、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) すべての人の基本的人権が尊重され、市民が主体的に参画できるまちづくり
- (2) 健康で安全に、安心して暮らせる、助けあい思いやりのあるまちづくり
- (3) 郷土を担う子供たちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- (4) 歴史・文化の息づく、感動のあるまちづくり
- (5) 豊かな自然環境を守り、未来へつなぐまちづくり
- (6) 地域をとりまく環境と共生した地域経済の発展による、活力のあるまちづくり

（平23条例1・一部改正）

第3章 まちづくりの基本原則

（情報共有の原則）

第4条 協働によるまちづくりは、市民と市が、まちづくりに関して必要な情報を共有することを基本とする。

(参画の原則)

第5条 市民は、まちづくりに関する施策に参画する権利を有し、市は、その権利を保障する。

(協働の原則)

第6条 市民と市は、相互理解と信頼関係を深め、協働してまちづくりを行うものとする。

(平23条例1・一部改正)

第4章 情報の共有

(情報共有のための責務及び権利)

第7条 市は、まちづくりに関する情報を市民に公開する責務を有する。

2 市民は、まちづくりに関する必要な情報の提供を受ける権利を有する。

3 市は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報保護をしなければならない。

(説明責任)

第8条 市は、まちづくりに関する主な施策の内容を市民に説明する責務を有する。

2 市は、前項に規定する説明の内容が、市民に理解されるよう努めなければならない。

(意見、提言等の反映)

第9条 市は、情報共有を進めるために、市民の意見、提言等を聴く機会を設けまちづくりに反映するよう努力し、その内容を公開しなければならない。

(平23条例1・一部改正)

(情報の収集及び管理)

第10条 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに公開できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

第5章 まちづくりへの参画

(まちづくりへの参画)

第11条 市民は、それぞれの市民が持つまちづくりに対する考えを尊重し、まちづくりへの参画についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

2 市民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重されなければならない。

3 青少年及び子供は、それぞれ平等で自発的なまちづくりに参画する権利を有する。

(まちづくりにおける市民の責務)

第12条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(男女共同参画によるまちづくりの推進)

第13条 まちづくりへの市民参画は、両性の平等を基本とし、男女が共同で参画しなければならない。

第6章 協働

(平23条例1・全改)

(まちづくり計画の策定)

第14条 まちづくりの基本構想及びこれを具体的にするための計画その他まちづくりに関する計画(以下「まちづくり計画」と称する。)は、この条例の目的にのっとり、市民と市が協働して策定し、新たな課題に対応できるように継続的に検討が加えられなければならない。

(平23条例1・全改)

(市民参画の手続)

第15条 市は、まちづくり計画の策定において、市民に情報を提供し、最も効果的と認められる市民参画

の手續をとらなければならない。

2 前項の手續とは、次に掲げるものとする。

- (1) 審議会等の設置
- (2) 説明会の開催
- (3) 市民意識調査の実施
- (4) ワークショップの実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象事案に関し適切な方法

(平23条例1・全改)

(審議会等への参加)

第16条 市は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

(平23条例1・全改)

(コミュニティの役割と育成)

第17条 市民と市は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を尊重し、その活動を守り、育てるように努めなければならない。

(平23条例1・全改)

第7章 市と市議会の役割と責務

(まちづくりにおける市長の責務)

第18条 市長は、市民の信託に応じてこの条例を遵守し、公正かつ誠実に職務に精励しなければならない。

- 2 市長は、全ての市民がまちづくりに参画する権利を保障し、参画する機会を確保するように努めなければならない。
- 3 市長は、まちづくりを推進するため、職員の人材育成と適正配置に努めなければならない。
- 4 市長は、市政運営にあたり、健全な財政運営に努めなければならない。
- 5 市長は、安全なまちづくりを推進するため、危機対応の体制を整備し、市民との連携を図らなければならない。

(平23条例1・旧第15条繰下・一部改正)

(まちづくりにおける市議会の責務)

第19条 議会は、市民の信託に応じてこの条例を遵守し、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。

(平23条例1・旧第16条繰下・一部改正)

(まちづくりにおける市職員の責務)

第20条 市職員は、市民全体の奉仕者であり、自らも市民の一員であることを自覚して、相互の信頼関係の向上に努めなければならない。

- 2 市職員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務の執行にあたり、まちづくりに必要な能力の開発及び向上に努めなければならない。

(平23条例1・旧第17条繰下)

(組織)

第21条 市の組織は、市民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(平23条例1・旧第18条繰下)

第8章 財政

(平23条例1・旧第9章繰上)

(財政状況の公表)

第22条 市は、中長期的財政計画を策定し、市民に分かりやすい財務に関する資料を作成し、公表しなけ

ればならない。

第9章 評価

(平23条例1・旧第10章繰上)

(評価の実施)

第23条 市は、まちづくりに関する主な施策の成果を明らかにし、常に最もふさわしい方法で評価を行い、的確に、その結果をまちづくりに関する施策に反映させるよう努めなければならない。

第10章 住民投票

(平23条例1・旧第11章繰上)

(住民投票の実施)

第24条 市は、市にかかわる重要事項について、説明責任を果たしたのち、直接、市民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

第11章 連携

(平23条例1・旧第12章繰上)

(市民以外の人々との連携)

第25条 市民及び市は、市民以外の人々にまちづくりの情報を発信し、積極的に交流を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するように努めるものとする。

(広域的な連携)

第26条 市は、国、県、他の市町村、その他の機関と連携し、さらに国際交流を図りながら、よりよいまちづくりを推進していくよう努めるものとする。

第12章 この条例の位置付け及び見直し

(平23条例1・旧第13章繰上)

(この条例の位置付け)

第27条 この条例は、市のまちづくりの基本を定めた条例であり、他の条例、規則その他の規程を制定する場合は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、すでに制定された条例、規則その他の規程に関しても、この条例との整合性が確保されるよう努めなければならない。

(この条例の見直し)

第28条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、これを見直し、必要な措置を講ずるものとする。

2 この条例を見直しする場合、市民は、これに参画する権利を有し、市は、この権利を保障する責務を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

8 市民満足度調査⁵

市では、市の取組項目について、「住民の皆さんがどの程度満足を感じているか」、「何を重要と感じているか」を把握するため郵送によるアンケート調査を平成21年度から実施してきました。次の調査結果は、平成27年2月～3月にかけて住民の皆さんに対して行われたアンケート調査の回答をもとに作成しました。

(1) 結果のポイント

市民満足度の高い項目は、「汚水処理施設の整備」「市民の健康支援」「ごみ対策・衛生対策の推進」です。反対に、市民満足度の低い項目は、「企業立地」「雇用」などの地域経済・労働分野と「市立病院の充実」です。

住民の皆さんが、重要度が高いと考えている項目は、「市立病院の充実」「雇用の促進」「子育て支援の充実」などがあり、重要度が高いにもかかわらず満足度の低い項目は、「雇用の促進」を筆頭に地域経済に関連する項目と「市立病院の充実」となっています。これらについては、今後市が重点的に取り組むべきと考えられる項目です。

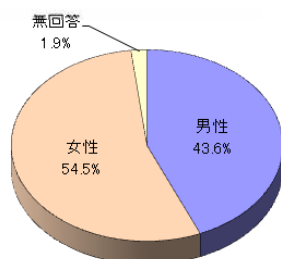
(2) 調査票回答数・回答率

毎年、住民2,000名を対象にアンケートを送付しています。毎回50%を超える回答率でご協力いただいています。

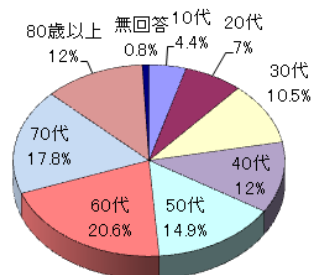
調査時期 平成27年2月～3月

配布数	2,000件	※
回答数	1,025件	
回答率	51.25%	

※満16歳以上の住民の皆さんから無作為抽出



〔内訳（性別）〕



〔内訳（年齢）〕

⁵ 市民満足度調査は、既に行った調査名称のため『市民』という言葉を使っています。

(3) 取組項目と重要度・満足度の評価点

市の取組項目(質問項目)			19	生活困窮者への支援	29	企業立地の促進		
1	森林の保全と活用	10	10	汚水処理施設の整備	20	高齢者福祉の充実	30	商工業事業者への支援
2	河川の保全	11	11	情報通信網の整備	21	障がい者(児)福祉の充実	31	中心市街地の活性化
3	ごみ対策の推進	12	12	防災力の強化	22	観光誘客の推進	32	農林水産業の育成支援
4	公害対策の推進	13	13	防犯対策の強化	23	交流活動の促進	33	子育て支援の充実
5	衛生対策の推進	14	14	消費者行政の充実	24	伝統文化の支援	34	家庭・地域の教育力の向上
6	環境保全意識の育成	15	15	市民の健康支援	25	歴史的資源の活用	35	学校教育の充実
7	道路交通網の整備	16	16	スポーツの振興	26	芸術文化の振興	36	生涯学習の充実
8	まちなみ・公園の整備	17	17	市立病院の充実	27	労働環境の改善支援	37	市民参加の推進
9	上水道の整備	18	18	国民健康保険の運営	28	雇用の促進	38	行財政改革の推進

1～6「環境」分野、7～14「安全・快適」分野、15～21「健康・福祉」分野、22～26「観光・歴史・文化」分野、
27～32「商工業・農林水産業」分野、33～36「教育・子育て」分野、37～38「市民参加・行財政改革」分野

上記、市の取組項目ごとの「重要度⁶」「満足度⁷」について、回答いただきました。

重要度**満足度**

順位	取組項目	ポイント	順位	取組項目	ポイント
1	市立病院の充実	5.54	1	汚水処理施設の整備	4.02
2	雇用の促進	5.53	2	市民の健康支援	4.00
3	子育て支援の充実	5.38	3	ごみ対策の推進	3.99
4	防災力の強化	5.37		衛生対策の推進	3.99
5	学校教育の充実	5.36	5	伝統文化の支援	3.94
6	上水道の整備	5.33	6	スポーツの振興	3.93
7	防犯対策の強化	5.32	7	芸術文化の振興	3.90
8	ごみ対策の推進	5.31	8	公害対策の推進	3.89
	企業立地の促進	5.31	9	防災力の強化	3.88
10	高齢者福祉の充実	5.26	10	上水道の整備	3.87
11	労働環境の改善支援	5.25	11	交流活動の促進	3.86
12	汚水処理施設の整備	5.23	12	情報通信網の整備	3.84
13	道路交通網の整備	5.20		歴史的資源の活用	3.84
14	国民健康保険の運営	5.19	14	観光誘客の推進	3.82
15	家庭・地域の教育力の向上	5.17	15	防犯対策の強化	3.79
16	衛生対策の推進	5.13		生涯学習の充実	3.79
17	障がい者(児)福祉の充実	5.11	17	国民健康保険の運営	3.74
18	河川の保全	5.09	18	環境保全意識の育成	3.73
	環境保全意識の育成	5.09	19	まちなみ・公園の整備	3.71
20	公害対策の推進	5.06		学校教育の充実	3.71

⁶ 市全体のことを考えて、今後、市が取り組むことがどのくらい重要だと思うかの度合いです。

⁷ 日常生活場面を思い出して、現状の市の取組状況に、どの程度満足しているかの度合いです。

21	中心市街地の活性化	5.02	21	河川の保全	3.69
22	観光誘客の推進	4.98		市民参加の推進	3.69
23	情報通信網の整備	4.97	23	子育て支援の充実	3.68
24	森林の保全と活用	4.95	24	障がい者(児)福祉の充実	3.67
25	生涯学習の充実	4.93	25	家庭・地域の教育力の向上	3.66
26	行財政改革の推進	4.91	26	生活困窮者への支援	3.64
27	農林水産業の育成支援	4.90	27	森林の保全と活用	3.63
28	商工業事業者への支援	4.89	28	消費者行政の充実	3.62
29	消費者行政の充実	4.88	29	高齢者福祉の充実	3.61
30	市民の健康支援	4.84	30	道路交通網の整備	3.54
31	伝統文化の支援	4.74	31	行財政改革の推進	3.47
32	生活困窮者への支援	4.70	32	商工業事業者への支援	3.38
33	まちなみ・公園の整備	4.65	33	労働環境の改善支援	3.32
34	歴史的資源の活用	4.64	34	農林水産業の育成支援	3.31
35	市民参加の推進	4.61	35	中心市街地の活性化	3.24
36	芸術文化の振興	4.45	36	市立病院の充実	3.20
37	交流活動の促進	4.40	37	雇用の促進	3.03
38	スポーツの振興	4.31	38	企業立地の促進	3.02

(4) 重要度・満足度の取組項目の時系列変化

重要度の上位・下位5項目をみると、企業立地の促進、道路交通網の整備を除き、順位は異なっていますが、項目は同じ結果となっています。

満足度については昨年1位であった「上水道の整備」に対する評価点が大きく低下しています。下位5項目をみるとほぼ同じ項目となっています。

順位	重要度				順位	満足度			
	平成26年度		平成25年度			平成26年度		平成25年度	
	取組項目		取組項目			取組項目		取組項目	
1	市立病院の充実	5.54	市立病院の充実	5.50	1	汚水処理施設の整備	4.02	上水道の整備	4.17
2	雇用の促進	5.53	雇用の促進	5.49	2	市民の健康支援	4.00	汚水処理施設の整備	4.10
3	子育て支援の充実	5.38	防災力の強化	5.34	3	ごみ対策の推進	3.99	ごみ対策の推進	4.09
4	防災力の強化	5.37	企業立地の促進	5.30	4	衛生対策の推進		市民の健康支援	4.08
5	学校教育の充実	5.36	子育て支援の充実 道路交通網の整備 学校教育の充実	5.29	5	伝統文化の支援	3.94	スポーツの振興	4.00
34	歴史的資源の活用	4.64	歴史的資源の活用	4.54	34	農林水産業の育成支援	3.31	労働環境の改善支援	3.33
35	市民参加の推進	4.61	市民参加の推進	4.53	35	中心市街地の活性化	3.24	中心市街地の活性化	3.27
36	芸術文化の振興	4.45	芸術文化の振興	4.43	36	市立病院の充実	3.20	市立病院の充実	3.22
37	交流活動の促進	4.40	スポーツの振興	4.31	37	雇用の促進	3.03	企業立地の促進	3.08
38	スポーツの振興	4.31	交流活動の促進	4.26	38	企業立地の促進	3.02	雇用の促進	3.07

(5) 重要度・満足度のクロス分析

重要度の評価ポイントを横軸、満足度の評価ポイントを縦軸にとり、市の取組項目のクロス分析を行いました。みなさんに判断していただいた重要度・満足度の高低により、右の図のように平均値で4つのゾーンに区分し、住民意識の傾向と今後の施策の取組について整理しました。4つのゾーンのそれぞれの考え方は次のとおりです。

② 満足度 高 重要度 低	① 満足度 高 重要度 高
③ 満足度 低 重要度 低	④ 満足度 低 重要度 高

①満足度 **高** 重要度 **高**

住民の満足度を維持しながら、より効率的な事務事業の執行が求められる施策

②満足度 **高** 重要度 **低**

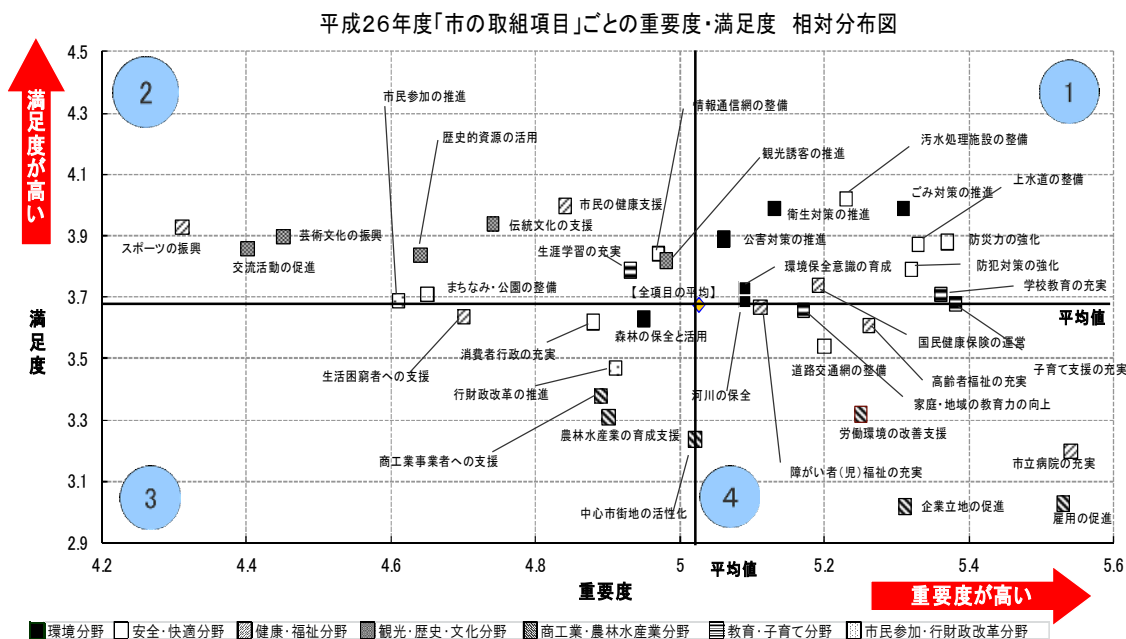
住民の重要度を踏まえた満足度の確保に向けて、事務事業の改善（費用対効果の見直しなど）が求められる施策

③満足度 **低** 重要度 **低**

住民の重要度、満足度を踏まえて、事務事業の充実や施策の見直しが求められる施策

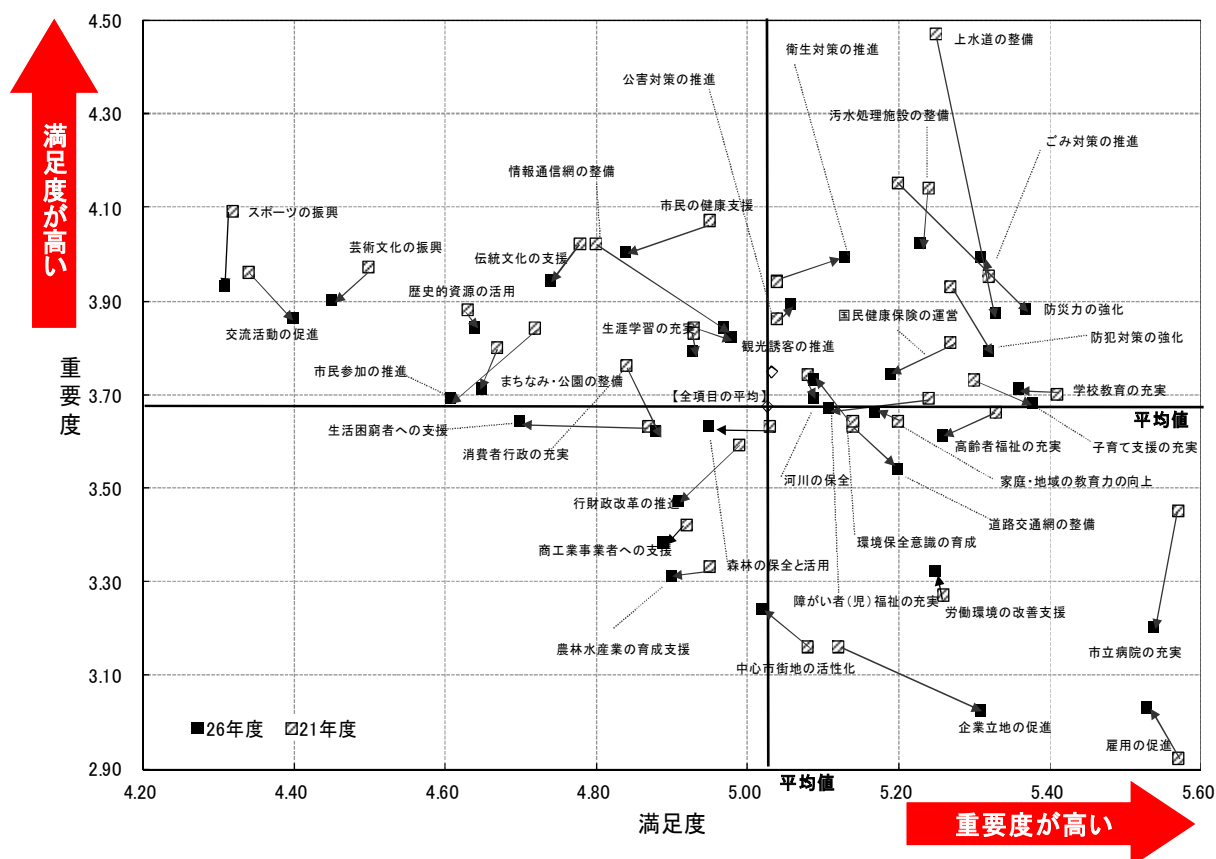
④満足度 **低** 重要度 **高**

住民の満足度を高めるため、重点的な取組が求められる施策



このクロス分析から、重要度が高く、満足度の低い重点課題（上記④のゾーン）に該当した「雇用の促進」「市立病院の充実」「企業立地の促進」は、満足度の向上につながるよう、今後も重点的に取り組む必要があります。

このクロス分析を平成21年度の調査と比較すると下記のとおりとなります。



この結果から、満足度が大きく下がっている項目は「上水道の整備」、「防災力の強化」、「市立病院の充実」などがあります。一方、重要度が大きく高くなっている項目は「防災力の強化」「企業立地の促進」、「情報通信網の整備」などがあげられます。「企業立地の促進」は依然として満足度が低い状況にあり、いっそうの努力をしなければなりません。さらに、「市立病院の充実」については、住民の重要度が最も高いことから、満足度の向上に努める必要があります。

(6) 調査結果の活用について

クロス分析の結果については、各取組項目が相対分布図のどの位置にあるのかを参考とし、今後の施策の展開に活用しています。また、自由記述欄に記入された要望・意見については、すべて担当に伝え、施策検討の際の参考にしています。

第2編 基本構想

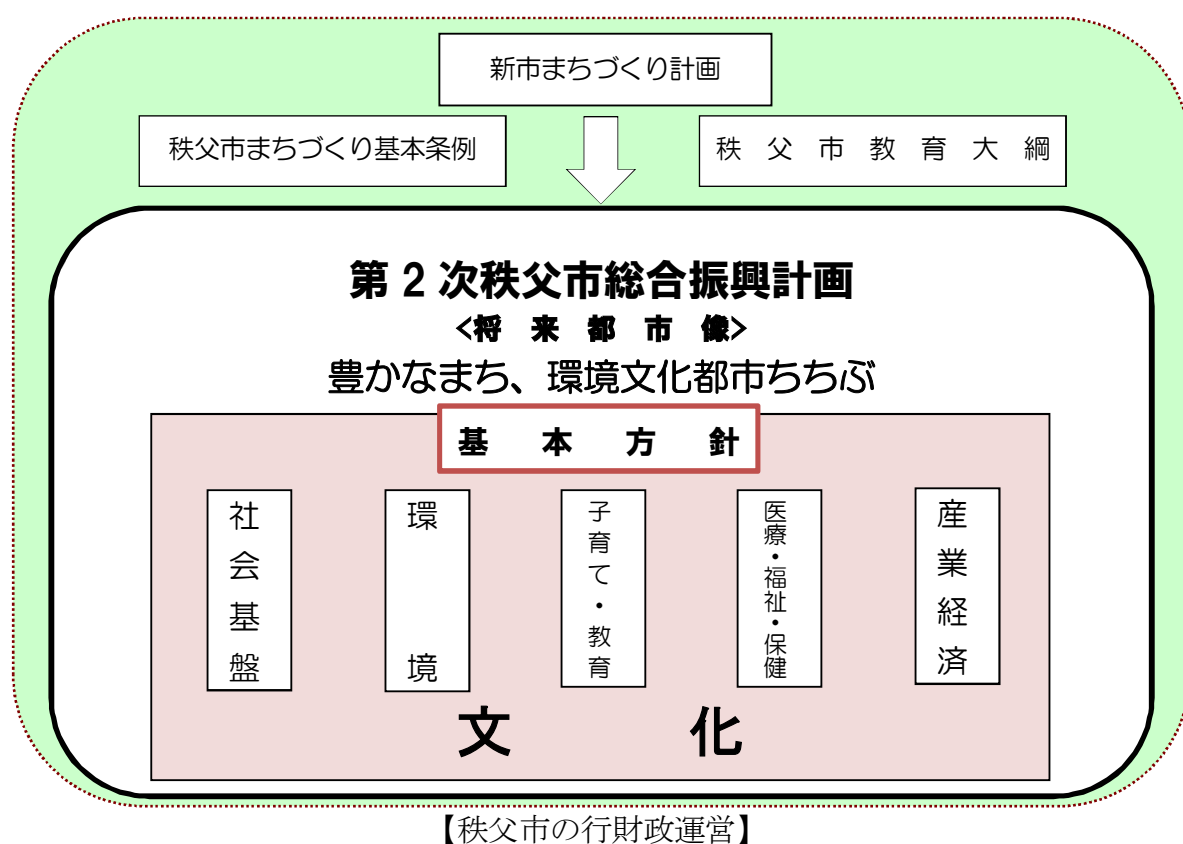
1 将来都市像

第1次秩父市総合振興計画の策定の際には、合併時に策定した新市まちづくり計画の将来像が踏襲されるように方向性を決定しました。

新市まちづくり計画については、平成32年度までを計画期間としていますので、今回策定の第2次秩父市総合振興計画においてもその将来像と性格を異にするものとはせず継承するものとします。

そこで、第2次秩父市総合振興計画では、「環境」「文化」「都市」というキーワードで構成していたこれまでの将来都市像に、新たに「豊かさ」¹を加えた、次の将来都市像を掲げます。

豊かなまち、環境文化都市ちちぶ



¹ 「豊かさ」には、物質的な豊かさ、精神的な豊かさがありますが、ここでは、それらすべてを含めた「豊かさ」を意味します。

この将来像を実現するために、5つの分野の基本方針を柱に政策を進めていきます。

2 基本方針

将来都市像『豊かなまち、環境文化都市ちちぶ』を達成するために、5つの分野ごとに基本方針（政策）を掲げて行財政運営を進めます。

将来都市像のキーワードのひとつである「文化」は、基本方針で独立して分野化してはいませんが、人間が人間らしく生きるためには極めて重要な要素であります。

とりわけ本市は、先人から継承された誉れ高い歴史、文化を数多く有しています。歴史ある有形無形の文化や伝統ある諸行事が地域や生活に密着したものとなっています。これらを次世代に伝えながら、質の高い経済活動を実現するとともに社会の基盤を形成していかなければなりません。

私たちの日常生活における行動規範や判断基準として、文化を念頭に置いて振る舞い、文化を大切にする社会を構築することが必要です。そのため、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成²するため、一人一人が文化を大切にする心を持つとともに、文化を基軸にして施策を展開していきます。

(1) 産業経済分野

①就労対策の推進

本市の就労状況は、リーマンショック以降の地域経済の低迷により落ち込み、政府の経済政策により景気が上向いていると言われていた中でも、秩父地域の企業を取り巻く環境は未だ厳しいものがあり、景気回復も実感できない雇用情勢となっています。また、新卒者は、大手企業への就職志向が強く、中小企業にとっては引き続き人材の確保が困難となっています。

このようなことから、国（厚生労働省・労働局・ハローワーク）や埼玉県等の関係機関、近隣自治体と連携し、個々に応じた雇用・就労対策を実施していきます。

² 文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律第148号）

②商工業の振興

本市の商業の中心である商店街の現状は、店主の高齢化、後継者となる若者の流出や、長引く景気の低迷による購買力の低下、そして相次ぐ大型店の郊外への出店により、空き店舗や空き地が目立つようになっていきます。このような状態は、商店街が本来持っている生活機能の衰退となり、地域住民の生活環境への影響が懸念されます。

このようなことから、中心市街地においては関係団体と連携を密にし、各種施策を実施するとともに、既存商店と新規商店の地域に密着した経営を促進し魅力ある商店街となるよう、積極的に取り組んでいきます。

また工業については、セメント、織物や木材産業などの生産量が大きく減少し、近年では電子機器、精密機械や金属加工などの電子機械産業が中心となっています。また、毎年実施している工業統計調査によると、市内事業所の多くは中小企業であり、景気の低迷などによる閉鎖などにより、減少傾向にあります。

工業の振興のためには、既存企業の強化、新たな事業の創出、企業の誘致が必要です。特に秩父地域は強固な地盤や豊富な水、きれいな空気など、企業の立地には有利な条件を備えています。

今後、地域経済の活性化と発展並びに環境と調和のとれた活力あるまちとなるよう、関係団体との連携を図りながら、各種施策及び支援に取り組んでいきます。

③観光産業の振興

社会環境の変化と生活様式の多様化に伴い、新たに滞在型観光の推進・外国人誘客の推進を柱とした観光政策を進めています。

そして秩父には数多くの観光資源があり、最近では若者を呼べる観光や豊かな自然環境を通じて地球をまるごと考え、楽しむ「ジオパーク」観光など多種多様な資源が存在しています。この多様性こそが秩父ならではの観光の魅力です。

秩父地域は都会に近いことから、日帰り観光は欠かせませんが、さらに、滞在型観光など、通年で観光を積極的に推進するため、学びながら楽しむ観光や体験型の観光の提供、環境に配慮したエコ観光、健康志向のヘルスツーリズムなど、新しいスタイルの観光の研究を進めることにより、秩父に訪れた観光客が二度、三度と訪れたいくなるようリピーターの増加を目指した観光政策を進めていき

ます。

④農林水産業の振興

本市の農業は、中山間小規模経営という特殊性があります。近年観光農業の経営が増加していますが、全体的に見ると農業就業者人口は減少傾向にあります。さらに、有害鳥獣対策や農業従事者の高齢化、後継者不足などにより遊休農地が増加し大きな問題となってきました。

農業振興には、技術・経営能力に優れた農家の育成と後継者確保が重要です。また、地域の特性を活かした特産品の6次産業化をはじめ、担い手への農地の集積化を図り生産性が向上するよう施策を推進します。

林業は、木材需要の低迷等による木材価格の下落、経営コストの上昇により、採算性は悪化してきました。しかしながら、林業従事者は長期的には減少しているものの、近年下げ止まり傾向にあり、若年者率は上昇傾向となっています。

森林は、水源かん養、土砂流出等の災害防止、木材生産等公益的、多面的な機能を持っており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要です。森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら、循環的に森林を利用していくため、森林の現況、自然条件、地域のニーズ等を踏まえ、望ましい森林の姿を目指し、整備・保全を進めていきます。

農林水産業の振興は、長期的な視野に立った施策の展開を検討していきます。

(2) 医療・福祉・保健分野

①地域医療の充実

社会環境のめまぐるしい変化は、高齢者疾患・生活習慣病・精神障がいなどの増加を招き、その結果疾病構造などが変容し、医療ニーズの多様化が進んでいます。

医療は、市民の安心の基盤であり、多様な医療ニーズに応えていくためには救急医療・産科医療などの充実が重要となります。また、地域医療機関相互の連携強化により、検診を中心とした予防医療をはじめ、急性期から回復期、さらには療養期、在宅医療へと一貫性のある医療を提供し、可能な限り地域内で完結する医療体制づくりを進めていきます。

②福祉の充実

高齢化が進展する中で、高齢者の所得保障、健康の維持、医療・福祉・保健などの総合的な施策を推進し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めなくてはなりません。

増加の一途をたどる高齢者が、住みなれた地域で生涯にわたり尊厳あるその人らしい生活を継続し、健康で生きがいを持って暮らしていける制度や仕組みを整えていきます。

障がい者が働き・学び・暮らせる環境は、依然として厳しいものがありますが、障がい者の自立と社会参加を促進し、安心して暮らせる地域社会を実現しなくてはなりません。

「秩父市障がい者福祉計画（平成27年度～平成29年度）」に基づき、医療・福祉・保健のサービスはもちろんのこと、教育・雇用などの分野の施策を積極的に展開し、障がい者の就労機会の増大と社会参加を図っていきます。

③保健サービスの充実

高齢化が急速に進行する中で、元気な市民づくりや健康サービスの充実が求められています。

次代を担う子どもの健全な成長を支援するとともに、各ライフステージにあわせた保健事業を充実して、健康寿命の延伸を目指します。

さらに、各地域で活動している健康推進員等を支援し、地域に溶け込んだ健康づくり活動を実施していきます。

(3) 子育て・教育分野

①子育ての充実

少子化は、現代社会が抱える大きな課題のひとつです。その原因としては、晩婚化の進行や夫婦の子育てに対する意識の変化などが考えられ、さらにその背景には、女性の職場進出に伴う子育てと仕事の両立の困難さ、育児の心理的・肉体的不安感、子育てに対する費用の増大などが指摘されています。

安心して子どもを産み育てるためのひとつの条件として、経済的な裏づけは重要になることから、地域経済の活性化は不可欠の条件となります。

また、子育ては、個人の営みであると同時に社会的な営みであるという認識に立ち、地域社会を構成するすべての人々によって支援していく必要があります。

少子化が進行し、子どもたちの遊びやふれあいが少なくなる中、子どもの社会性を育むとともに、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるよう、地域住民と行政が子育てを支援するまちづくりを進めます。

②学校教育の充実

「人づくりはくにづくり」という言葉のとおり、将来を担う人材の育成は大変重要です。児童・生徒が意欲的に学べる教育環境の整備と学校教育の充実に取り組み、学力向上とともに心豊かな、心身ともに健康な人づくりを進めなくてはなりません。子どもにとって最初にして最高の教師は親です。家庭、学校、地域社会の連携を深め、家庭教育を支援します。

学校は、将来への夢や希望を抱かせる輝かしい場所であり、地域の歴史、伝統を受け継ぎ、次代へ伝えるために魅力ある場所であってはなりません。

児童・生徒が、学習の効果を上げ学力を向上させるためには、学習への興味を持つことが大切です。児童・生徒の興味に応じた教育、指導内容の工夫が活かされるような学校教育を支援します。

また、秩父地域ならではの教育にも力を入れていきます。豊かな自然と歴史に恵まれた地域性を生かし、将来の秩父を担っていく人材の育成につながる教育などを推進し、郷土愛を醸成します。

③生涯教育の充実

これまでの生涯学習活動は、生涯にわたって趣味・芸術・教養を身につけ、一人ひとりが充実した人生を送ることを目的としていました。しかし、近年の社会情勢の変化などにより、生涯学習の役割がまちづくり・地域づくり・地域への還元などへと変化してきました。

多様な価値観や市民ニーズに応じた学習活動を推進し、市民が生涯を通じ学び、感動して、積極的にまちづくり・地域づくりに参加できるような、学習環境を整えていきます。

本市には、4件の国指定の文化財をはじめ県・市指定の数多くの文化財があり

ます。先人の努力により現在まで受け継がれてきたこれらの文化遺産を保護し、未来へ伝えていくとともに、資料館等を活用しその普及に努めます。

また、本市は芸術文化の分野で活躍する多くの文化人を輩出し、多くの市民が芸術文化活動を積極的に行っています。市民の芸術文化活動を支援し、その価値を高めるための施策を展開することが求められています。

さらに、豊かな自然に恵まれた本市は、新しい芸術文化を創造するために最適な環境を有しているといえます。大自然と調和する芸術文化を振興し、世界に向けて「環境文化都市ちちぶ」を発信していきます。

より多くの市民がスポーツに親しみ、健康増進を図れる環境を整備します。小中学生の誰もが興味あるスポーツに参加できるような体制づくりや中高年齢者が健康維持のためスポーツに親しめる機会の提供を拡大することが必要となっています。

このように市民が生涯にわたって健康で充実した生活を送り、明るく活力ある社会を形成するために、本市のスポーツ振興に向けた施策を進めていきます。

(4) 環境分野

① 自然環境との共存

私たちは、豊かな自然環境の恩恵を受けながら、大きな社会経済の発展を実現させてきました。過去には社会経済を著しく発展させるために、自然環境への影響をないがしろにしていたことも事実です。しかし現在は、自然環境を配慮した発展を実現させなければならないことは言うまでもありません。

今後も私たちが受け継いだ豊かな自然をしっかりと守り、責任をもって次世代へ引き続くだけでなく、生態系の保護や地域の特性に応じた生物多様性を活かした魅力ある地域づくりを進めていきます。

また、未来への責任を果たすためには、地球環境を守る取組を行わねばなりません。特に急速に進む地球温暖化に対しては、一人ひとりの意識と行動が必要であると考えます。さらに、持続可能な発展、循環型社会の構築を目指すためには、自然環境との共生、調和のとれた経済活動を行うことに加え、化石燃料によらない新たな再生可能エネルギーを検討し、エネルギーの地産地消も進める必要があります。

このため、環境保全意識を高める取組を実施しながら、生態系の保護や地球環境の保全に努めます。

②生活環境の整備

社会経済活動の発展により、物質的な豊かさや便利さの中で快適な暮らしができるようになっていますが、その反面、様々な種類の廃棄物が発生するようになり、不適正処理事案も増えるなど、一層の廃棄物の発生抑制や再使用、再利用が求められてきています。また市民の環境衛生に対する価値観の多様化は、騒音や悪臭といった感覚的な都市生活型公害を招く一因にもなっています。さらに空き家、空き地や遊休農地などの管理不全の問題、外来種も含めた野生動植物や愛玩動物の増加なども絡み、身近な生活環境に係る問題の複雑化が顕著になってきています。

環境と経済の両立を図り、持続的な発展が可能な「循環型社会」づくりを目指すため、限りある資源を有効に活用し、環境負荷を低減する施策が求められています。循環型社会の構築をしていくため、市民、事業者、行政が相互理解のもと、それぞれの立場で環境負荷低減に向けた取組を行っていきます。また新たな生活環境問題への対応を図るなど、良好で快適な身近な生活環境が保てるよう各種施策を進めていきます。

聖地公園においては、時代の経過に伴う社会状況の変化に対応した市民の希望する形態の墓所を整備していきます。

(5) 社会基盤分野

①安心安全なまちづくり

市民の生命、身体、財産、生活に重大な被害を及ぼす災害や事件、事故など、あらゆる危機に対し迅速かつ的確に対応するための危機管理体制を強化します。

いつ起こるかわからない災害に対し、関係機関と連携し、平常時から防災や消防・救急に関する体制の整備を図るとともに、自治体間の相互応援体制を確立して防災力ナンバーワン都市を目指します。

また、市民生活を脅かす犯罪を未然に防止するために、自主防犯組織などの地域力をベースに、市民、企業、警察等関係機関と連携して犯罪のない安全なまち

づくりを進めます。同様に、市民を消費者被害から守るため、消費者教育の充実と被害者救済の施策を進めます。

②生活基盤の整備

本市の水道事業は、大正13年11月に埼玉県で最初の近代水道として、橋立浄水場から給水を開始しました。戦後、高度経済成長と市勢の発展により、給水区域の拡大や生活様式の変化による水需要増加に対応するため、数次にわたる施設の拡張工事や簡易水道事業の統合などの事業を進めてきました。しかしながら、現在の水道施設は建設後かなりの年数が経過しており、多くの施設が更新・改良の時期を迎えています。このような中、特に秩父地域における水道事業経営は、人口減少による給水収益の減少や、県内の他の地域との料金格差の問題が課題となっています。

これらの背景と課題を踏まえ将来にわたり安全な水を安定的に供給する水道事業を維持継続するために、秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）の水道事業を統合・広域化し、水道施設の合理的、計画的な整備や水道事業の効率的な経営管理を行います。

市民のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくため、秩父地域「水道事業基本構想・基本計画」を基に、事業を推進していきます。

荒川源流域としての水環境を守る責務から、河川の水質汚濁の原因とされる生活排水対策として、「秩父市生活排水処理基本計画（平成27年度～）」に基づき、公共下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽の各事業で分担し、計画的、効率的に生活排水の適切な処理を推進していきます。

さらに、経済性や効率性を追求した排水処理に関するシステムの構築を研究していきます。

下水道については、「秩父市公共下水道中期ビジョン（平成27年度～平成36年度）」により、合理的、計画的な施設整備と効率的な事業運営に努めていきます。

③地域基盤の整備

本市の幹線道路網は、東西に走る国道299号、南北に走る国道140号の2路線の国道を中心として、主要地方道9路線、一般県道12路線と縦横に走る市の幹線道路で形成され、観光・経済・社会活動を支えています。これらに加えて、市内には一般市道が張り巡らされ、市民の生活道路としての役割を果たしています。

生活道路は、市民の安心安全を考慮した人にやさしい歩道等の整備も進めます。

また、近年、自動車交通量の増加に伴う市内の慢性的な渋滞、行楽シーズンによる国道の渋滞の解消が道路網整備の大きな課題となっています。また、本市が、自然豊かで豊富な観光資源に恵まれた国際観光都市として発展していくためにも、景観に配慮した体系的な道路網の整備が急務となっています。

さらに、本市の大半は山間部であるため、住民生活の質的向上や居住地としての魅力向上のため、周辺部と中心部とのアクセスの向上を図る必要があります。

現在整備が進められている西関東連絡道路（国道140号バイパス）は、近い将来、市内蒔田地区まで開通し、今後本市の社会経済活動、渋滞解消対策、観光振興にとって重要路線となります。引き続き荒川、大滝地区までの計画が進められています。西関東連絡道路の延伸である（仮称）大滝トンネルの早期着工や市内へのアクセス向上に努めるとともに、市内都市計画道路の整備を中心に交通の分散化を図ります。

なお、都市部と秩父地域をつないでいる関越自動車道や皆野寄居有料道路は、産業、観光の観点から見て非常に重要であることから、これらの広域的な道路網についても将来を見据えた行動を検討していきます。

魅力ある観光都市秩父を目指し、景観や環境、ユニバーサルデザインに配慮した魅力ある道路づくりや安全で安心して通行できる橋りょう等の維持管理を進めます。

本市は、面積577.83km²のうち66.35km²が都市計画区域に指定されており、うち8.26km²を用途地域に指定しています。

安全で快適な居住環境を形成するまちづくりのために、自然環境、人口動向また各地域の歴史・風土などに配慮した計画を立てる必要があります。

今後は、人口減により顕在化している中心市街地の空洞化や都市機能の拡散などの問題を改善し、さらに土地の有効活用を図るため、用途地域指定の見直しや

新たな制度・手法の導入なども視野に入れ、総合的、計画的なまちづくりを進めます。

潤いとやすらぎをもたらす美しい景観は、まちづくりを進める上で不可欠な公共の財産です。

本市には豊かな自然環境、歴史ある街並み、農業の営みとともに培われた農村風景など、多様な景観資源を有しています。これらは次の時代に受け継いでいくべき財産であり、地域の魅力を構成している資源です。

豊かな自然や文化などの地域資源と「豊かな森林環境に抱かれ、歴史・文化が息づく個性あふれる景観を創出する」ことを基本目標とした「秩父市まちづくり景観計画」により、住む人々の心には安らぎを与え、訪れる人に深い感動を与える美しいまちづくりを進めます。

住宅は、個人にとって生活や健康の基盤であるとともに、地域のコミュニティ活動を支え、地域の環境・安心・安全の重要な要素です。

少子・高齢化社会を迎える中で、誰もが安心した居住空間を確保できることが必要です。また、省エネルギー化など環境に配慮し、安全・安心に暮らせる住宅や住環境づくりが求められています。さらに地域の歴史や美しい自然を生かしつつ、今ある住宅を長く大切に使い、住み慣れた地域で暮らせる住まいづくりを進めて行くことが望まれています。

民間活力を活用しながら、適切な住宅、開発、建築指導行政を通して望まれる良好な住まいづくり、住環境の整備を図っていきます。

3 行財政運営

本構想を着実に推進するため、今後10年間における行財政運営の基本的な方針を示しますが、将来の社会変化を的確に想定することは、過去の基本構想を紐解けば、困難なことは明白です。

しかし、『豊かなまち、環境文化都市ちちぶ』という将来構想を実現するため、合理的な行政運営と効率的な財政運営を進めることにより、計画を進めていきます。

(1) 行政運営

秩父市は、人口減少・高齢化という大きな課題に直面し、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことが求められるなか、行政の効率化も図らなくてはなりません。

本市では行政改革大綱に基づき、新たな時代に対応した行政システムを構築するために、人材育成基本方針、定員適正化計画等に盛り込まれた具体的な施策を着実に実行していきます。

(2) 財政運営

少子・高齢社会に代表される社会経済情勢の変化や複雑・多様化する市民ニーズへの対応、地方分権に基づく権限移譲の進展など、行政需要は増大する一方です。さらに、合併特例期間の終了に伴う地方交付税の減少により、行政要望に応えるための行政運営を実施するには、限られた財源を効果的に配分することが求められます。

そこで、経費節減など財政運営の効率化を図るとともに、中期的な財政計画に基づく財政運営を行っていきます。

4 土地利用構想

豊かな森林資源を有する本市は、中央部を貫流する荒川とその支流である赤平川、吉田川が河岸段丘を形成し、その平坦地に多くの市民が生活しています。この自然環境の中で林業を営み、農地を拓いて本市の歴史、文化が築かれてきました。

本市の土地利用については、豊かな自然環境と快適な生活空間の共存を図っていくことを基本理念に置き、土地利用を推進していかなくてはなりません。

(1) 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来にわたる限られた資源であり、私たちの生活やあらゆる活動の基盤となるものです。このため、土地の利用は、公共の福祉を優先させ、私たちが育んできた豊かな自然環境の保全を図りつつ、秩父の歴史的、文化的及び経済的条件に配慮して、次の観点から総合的かつ計画的に土地利用を進めることとします。

広大な市域を有する本市において、それぞれの地域が特色を発揮し、創造的な文化活動や産業活動が活発に行われるような土地利用を進めていきます。すべての人が安心して住み続けることのできる豊かなまちの創造を目指していきます。

幾重にも織りなす山々に囲まれ、山の緑、蒼く澄んだ水の流れなど豊かな自然環境を有する本市において、生活環境と自然環境との共生関係をつくり出すことを目指していきます。また、豊かな環境を将来に引継ぐ持続可能な土地利用を進めていきます。

(2) 利用区分別土地利用の基本方向

①森林・自然公園

森林は、酸素を作り、水を蓄え、地球環境保全に多大な貢献をし、私たちに恵みを与え、生き物を育む力を持っています。また、自然公園は、美しく風格ある景観と、自然とのふれあいを通じて、私たちに潤いとやすらぎを与えてくれます。本市の有する豊かな自然環境は、市民全体の大きい財産であり、本市のイメージとして定着しています。

このため、動植物の保護に配慮しながら、森林の持つさまざまな公益的機能の保全や活用を図る土地利用を行っていきます。また、木材生産などの経済的機能

の向上、自然とのふれあいの場の創出などを行っていきます。

②商業・住宅地

中心市街地をはじめとする商業・住宅地域は、人々が住み、働き、集う、産業や文化の中心地であり、「まちの顔」としての役割を持っています。また、郊外に広がる住宅地は、身近に自然を感じることでできる居住空間となっています。

このため、景観に配慮しながら、防災上安全で、にぎわいのある都市環境と、快適な住環境を形成していきます。市街地においては、無秩序な拡大を抑制するとともに、低・未利用地³を有効に活用することにより、質の高い生活環境の形成を図ることを基本とします。また、郊外の住宅地については、周辺の自然環境との調和を図りながら、ゆとりと魅力のある住環境を創出していきます。

③農用地

農用地は、食料供給のための最も基礎的な土地資源であるとともに、生活環境に身近な緑地としての機能や、保水機能などの多面的機能を有しています。

このため、周辺の土地利用との調整を図りながら、適切に保全していきます。また、農用地の流動化・共同化を促進するとともに、特産物の開発などにより、遊休農地⁴の活用や集積化・集約化を図っていきます。

④工業用地

工業用地は、優良な企業誘致を進め市民の就業の場の確保と、活力ある地域経済を形成する上で、重要な役割を担っています。

このため、既存工業の維持及び技術高度化のための土地利用を進めるとともに、周辺環境へ配慮しながら、新規企業の進出が可能な土地の確保を図っていきます。

³ 「低・未利用地」とは、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称です。（国土交通省「土地総合情報ライブラリー」より。）

⁴ 「遊休農地」とは農地法において「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地」と定義されており、農地の有効利用に向けて措置を講ずべき農地のことです。なお、「耕作放棄地」は農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語で、遊休農地に含まれて考えられています。

⑤都市公園・緑地

都市公園及び緑地は、散策、休憩、運動等のレクリエーションの場として、また、優れた自然の景観地として、憩いとやすらぎの場となっています。さらに、大気を浄化するとともに、災害時には避難地としての役割も担っています。羊山公園芝桜の丘や秩父ミュージックパークは、首都圏における魅力ある観光拠点となっています。

このため、この貴重な財産を将来へ向けて適切に保全しながら、都市公園・緑地の持つ諸機能を向上していくための土地利用を図っていきます。

第3編 教育大綱

秩父市教育大綱

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）」の改正により、地方公共団体の長は総合教育会議において教育委員会と協議・調整の上、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。それに伴い、秩父市でも市長及び市教育委員会により構成する「秩父市総合教育会議」において協議を行い、「秩父市教育大綱」を策定しました。

秩父市教育大綱は、市が教育における将来的な目標とする基本理念と、基本理念を実現するために4つの視点から捉えた基本方針で構成されています。

また、教育大綱は目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定するものではありません。そのため今後の市の具体的な教育施策については、秩父市教育大綱の実現に向け、市長と教育委員会、市の関係部局や学校、その他教育関連機関などすべてが連携しながら進めていきます。

【基本理念】

夢・志・誇りを持ち、社会を生き抜く力を身に付ける教育を推進することにより、秩父市への愛着、住み続けたいという想いを深め、秩父市のよさを継承し、秩父市の未来を担う人材を育成します。

【基本方針】

1 社会を生き抜く力を身に付ける教育

社会の変化に対応し、創造力豊かな生き方ができる子どもたちを育成するため、基礎的な知識・技能の習得など基礎学力の向上を図り、これらを活用する力を身に付けさせるとともに、学ぶ楽しさや分かる喜びを実感し、学習意欲を喚起できる教育を進めます。さらに、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む教育、そして健康や体力の向上を図るなど健やかな体の育成につながる教育を進めることにより、一人一人が知・徳・体のバランスのとれた生きる力を身に付けるこ

とを目指します。

また、幼児教育、特別支援教育などの推進や教職員の資質向上に努めます。

2 秩父のよさを活かした特色ある教育と優れた才能や個々の能力を伸ばす教育

ふるさと秩父の自然、歴史、文化、まつり、産業などの恵まれた環境を活用した学習活動を組み込み、秩父への親しみや愛着を一層深め、これまで引き継がれてきた秩父市のよさが継承される教育を進めます。

また、優れた才能や個性を伸ばす教育を進めます。特に、現代のグローバル社会に対応できる英語力の向上にも取り組んでいきます。

3 生涯学び続けられる環境、スポーツ・文化に親しむことができる環境の実現

市民の学習意欲の向上、多様化する生涯学習のニーズにこたえるため、スポーツや文化芸術の振興、公民館活動の活発化、図書館の利便性向上、文化財の保護保存と継承などに取り組み、人生を生き生きと味わいのある豊かなものにできる学習のための環境づくりを進めます。

4 家庭とのつながり・地域との絆を大切にする教育とこれからの教育環境づくり

家庭とのつながりによる家庭学習・読書活動の推進、地域との絆による子育てや安心安全な環境づくりなど、学校・家庭・地域が一体となった教育を進め、心豊かな人間関係、青少年の健全育成を目指します。

教育委員会では、市として取り組むべき学力向上の施策を見極め、議論の活性化を図り、学力調査結果に基づく課題の解決を目指すと同時に、危機管理体制の強化や学校施設の整備を進めます。